

第36回神奈川県職員等不祥事防止対策協議会議事録

【日 時】 令和5年8月9日（水）14:00～15:30

【場 所】 Web会議

【出席者】 柴田会長、高野副会長、稲垣委員、小林委員、野呂委員、藤本委員

【船山総務局副局長兼総務室長】

皆様お忙しいところありがとうございます。定刻になりましたので、神奈川県職員等不祥事防止対策協議会を開会させていただきます。

私、協議会の事務局であります総務局総務室長の船山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

今回は、今年4月の改選後初めての協議会になりますので、委員の皆様の御紹介をさせていただこうと思います。

神奈川大学教授 柴田 直子委員

慶應義塾大学大学院附属研究所顧問 高野 研一委員

情報セキュリティ大学院大学教授 藤本 正代委員

公認会計士 稲垣 正人委員

社会保険労務士 小林 加奈子委員

弁護士 野呂 芳子委員

以上6名の方々に、今期の委員に御就任いただいております。

それでは初めに、神奈川県総務局長の山田より御挨拶申し上げます。

【山田総務局長】

御紹介いただきました神奈川県総務局長の山田でございます。

本日はお忙しい中、不祥事防止対策協議会に御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

また本日、改選後初めての開催ということでございます。引き続きお引き受けいただいた委員の皆様、就任された委員の皆様もどうぞよろしくお願い申し上げます。

今年度は、1月の協議会で御議論いただきました「組織的な業務体制及び情報共有」、「公務員としての自覚と倫理意識の醸成」、「ハラスメント根絶に向けた取組の徹底」の三つを取組強化項目として対策に取り組んでいるところでございます。

しかしながら残念なことに今年度もすでに、施設利用者への虐待、生徒や職員に対するわいせつな行為など、公務員としての自覚、倫理意識に欠けた大変許しがたい不祥事に対し懲戒処分を行いました。中でも皆様、新聞報道等でご存知だと思っておりますけれども、中井やまゆり園における虐待事案については、議会からも

大変厳しい御意見をいただいているところでございます。

県としてはこの協議会からの御意見、御助言も踏まえまして、今後より一層の不祥事防止対策、これを講じていきたいと考えております。

委員の皆様にはぜひ、忌憚のない御意見、御助言をお願いいたしまして、今後生かしていくということで、頑張って参りたいと思います。

以上をもちまして私の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

【船山総務局副局長兼総務室長】

山田総務局長は所用によりましてここで退席させていただきます。

【山田総務局長】

申し訳ございません。よろしくお願いいたします。

【船山総務局副局長兼総務室長】

それでは本日の協議会ですけれども、委員の皆様全員が御出席ですので、開催要件を満たしており、協議会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

また本日の審議事項に非公開とする内容はございませんので、公開とさせていただきます。

現時点で傍聴者はおりませんが、協議会開始後、傍聴希望者がいらっしゃいましたら、随時、傍聴していただきますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、資料の確認です。

(資料の確認)

つづきまして、事務局からZOOM利用上のお願いを申し上げます。協議会中ビデオはオン、マイクは発言の時以外基本的にミュートでお願いします。事務局から説明申し上げた後、討議、質疑応答の時間を設けさせていただきます。

ご発言がある場合は、お名前をおっしゃっていただきまして、会長の指名を受けてから、マイクのミュートを外して御発言いただくという流れでお願いします。

事務局の職員につきましては、発言時以外はビデオをオフ、マイクをミュートにさせていただきます。

なお、議事録作成のため、本協議会は録音させていただいておりますので、御了承ください。

○議題1 会長及び副会長の選出

【船山総務局副局長兼総務室長】

それでは早速議題に入りたいと思います。

まず初めに、会長、副会長を選出していただきたいと思います。

参考資料 1 で、協議会規則をお配りしておりますけれども、第 4 条の規定により、会長、副会長は委員の互選によるとなっておりますので、恐縮ではございますけれども、まず会長につきまして、どなたか御推薦いただければと思います。いかがでしょうか。

【藤本委員】

藤本です。よろしいでしょうか。

【船山総務局副局長兼総務室長】

お願いします。

【藤本委員】

前期に副会長を務められていた柴田委員を推薦いたします。

【船山総務局副局長兼総務室長】

はい。ありがとうございます。

今、藤本委員から柴田委員に会長をとというお声がございましたけれども、委員の皆様いかがでしょうか。

(異議なしの声)

【船山総務局副局長兼総務室長】

ありがとうございます。柴田委員、会長をお引き受けいただくことでよろしいでしょうか。

【柴田委員】

私でよろしければ、お引き受けいたします。よろしく願いいたします。

【船山総務局副局長兼総務室長】

ありがとうございます。柴田委員、会長への就任をよろしく願いいたします。それでは続きまして、副会長についてですけれども、こちらも委員の互選ということになってございます。

どなたかお引き受けくださる方、あるいは御推薦いただける方がいらっしゃればお願いしたいと思います。

【柴田会長】

はい。

【船山総務局副局長兼総務室長】

会長お願いします。

【柴田会長】

長年ヒューマンエラーに関する研究に取り組んでいらっしゃる高野委員にお引き受けいただくのが良いのではないかと思います。いかがでしょうか。

【船山総務局副局長兼総務室長】

ありがとうございます。

ただいま高野委員を副会長にという御意見いただきましたけれどもいかがでしょうか。

(異議なしの声)

【船山総務局副局長兼総務室長】

ありがとうございます。

それでは高野委員、副会長をお引き受けいただくことでよろしいでしょうか。

【高野委員】

はい、承知いたしました。

【船山総務局副局長兼総務室長】

よろしくどうぞお願いいたします。

それでは、会長は柴田委員、副会長は高野委員ということで決定いたしました。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

柴田会長から一言ございましたらお願いいたします。

【柴田会長】

柴田直子でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

いろいろ不慣れなところがあるかと思うのですが、委員の皆様方のお力をお借りしつつ、県が今進めている対策とその成果について、十分なお話をお聞きして、また、委員の皆様方からは、御専門の立場から自由闊達なご意見を伺って、議論を進めていただきますよう、司会進行として努めて参りたいと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。

【船山総務局副局長兼総務室長】

柴田会長どうもありがとうございました。

それでは、これから先は議長である柴田会長に、進行役をお願いしたいと思います。

柴田会長どうぞよろしくお願いいたします。

【柴田会長】

それでは議事に入らせていただきたいと思います。

○議題2「令和4年度不祥事防止対策実施結果」

【柴田会長】

本日は議題2件が予定されています。まず、令和4年度不祥事防止対策実施結果(1)知事部局等としまして、事務局から御説明をお願いいたします。

【倉林総務局総務室室長代理】

(資料1 説明)

【柴田会長】

では続きまして、(2) 教育委員会について事務局から御説明をお願いいたします。

【関口教育局行政課副課長】

(資料2 説明)

【柴田会長】

御説明ありがとうございます。

それではただいま説明いただいた議題につきまして、御意見を伺って参りたいと思います。

委員の皆様、何か御意見、御感想等がありますでしょうか。

【高野副会長】

すみません。高野ですがよろしいでしょうか。

【柴田会長】

はい、高野委員お願いいたします。

【高野副会長】

相談窓口に14件の内部通報の相談があったと思うのですが、その件数自体はそれほど多くないと思うのですが、相談した方が結果として納得されたかどうかということはいかがでしょうか。相談してよかったなと思った人は全体どれぐらいいるのかですね、まだ進行中の事例もあるので全部は結果が出ていないと思うのですが、相談された方が納得したかどうかということは確認しておられるのでしょうか。

【倉林総務局総務室室長代理】

最終的に令和4年度でいうと処理したのは9件ということになります。

その中で、納得されたかどうかという点について、資料1の8ページ以降に概要が簡単に書いてある通り、パワハラ等を訴える内容に対して、我々は受けてから、外部の弁護士の先生とも相談しながら、例えば通報者にヒアリングをしたり、あるいは通報の対象者となるような方にヒアリングをしたり、そういうのを踏まえ、先生とも相談しながら調査結果を出していくわけですが、必ずしもそういった事実が確認できないといったことも多々ありまして、そういった意味では、望む通りになったのかということとそうでないケースも多いのかなとは思

ます。

【高野副会長】

通報した人のことを100%信じて、それを処罰に繋げるということはないと思うのですが、実際こういう事実が確認できなかったという調査の結果は、通報者には伝えられているのでしょうか。

【倉林総務局総務室室長代理】

はい。そこは規定しておりまして、必ず結果を伝えるようにしております。

【高野副会長】

そうですか。わかりました。

【柴田会長】

この件、あるいは他の点につきまして、御意見等ございますでしょうか。

【稲垣委員】

稲垣です。

【柴田会長】

はい。お願いします。

【稲垣委員】

質問が2点ございます。1点目は知事部局等の14ページの内部統制に関する今後の取り組みということで、令和5年3月末の確認を行って今プロセスが進んでいると思うのですが、これが公表されるのはいつ頃なののでしょうか。

【倉林総務局総務室室長代理】

まず内部統制について、現在、令和4年度のすべての所属で自己評価が終わり、今は独立的評価所属からの全体の評価も終わって、監査委員にその審査をしてもらっている段階です。秋には議会に提出し、今年12月には公表です。

【稲垣委員】

今、監査委員の審査中で、議会に付して公表ということですかね。

【倉林総務局総務室室長代理】

はい、その通りです。

【稲垣委員】

承知しました。

それから、もう1点は、教育委員会の方なのですけれども、何か所か校長による年間3回以上の面談を徹底するという手法が書かれているのですが、実際に3回実施したということ、何らかのモニタリングはされているのでしょうか。

【関口教育局行政課副課長】

はい、お答えいたします。

例えば、全教員について、チェックシートのような形で確認するということまでは行っておりませんが、先ほど申し上げた行政事務調査の際に校長へ

のヒアリング等を行っておりますので、その際に、全員に対して「3回行っていきますか」というようなことを確認し、校長から確認を得ているところでございます。

以上です。

【稲垣委員】

校長に対する口頭による質問で確認しているというところですね。校長の誠実性への信頼に基づいているという理解でよろしいでしょうか。

【関口教育局行政課副課長】

はい。その通りです。

【稲垣委員】

はい。わかりました。

【柴田会長】

その他委員の皆様いかがでしょうか。

それでは、藤本委員お願いいたします。

【藤本委員】

藤本です。資料2の2ページの下の方で、スクールカウンセラー等の専門家と早期に連携されたという御説明がありました。これは実施してみてどうだったのかということをお聞きできればと思います。実際にどういう形で行われたのかということと、効果があるなというふうに感じたケースとかですね、何か、実施してみての感想などをお聞きできればと思いました。よろしく申し上げます。

【関口教育局行政課副課長】

はい。お答えいたします。

今の件ですけれども、不祥事防止等に対する専門家への相談というところで、人権教育の担当等に対してヒアリングを行いまして、専門家の視点を基に、普及啓発事業等への気づきを得たというところでございまして、一定の効果はあったのかなと考えております。

以上でございます。

【藤本委員】

今まで気づかなかったような視点を、スクールカウンセラーの方から御提示いただいて、効果が感じられたということですね。

【関口教育局行政課副課長】

そうですね、やはり学校の現場というその実感といったようなものにつきましては、なかなか教育局側で100%把握しきれない部分もございますので、あるいはその教員の心理的なものであったり、あるいは教員と生徒の関係、そういったところについてもスクールカウンセラーの視点というものは参考になるのかなと考えております。

以上でございます。

【藤本委員】

はい。ありがとうございました。

【柴田会長】

その他御意見ございますでしょうか。

高野委員、お願いいたします。

【高野副会長】

はい。資料 1 の 7 ページなのですが、ここで知事部局等と教育委員会の内部通報の件数が出ているのですが、教育委員会の方の相談窓口がずっと 0 件ということと、それから外部調査員は 2 件なのですが、知事部局等に比べて職員の数が少ないのかもしれませんが、数が相対的に少なすぎる感じがするのですね。ですから、相談しにくい雰囲気があったり、内部ではなかなか案件が上がってこなかったり、何かそういう問題があるのではないかと感じるのですが、どうしてこんなに差がついているのでしょうか。お伺いしたいと思います。

【関口教育局行政課副課長】

はい。教育の方からお答えいたします。

なかなかはっきりとこちらの方で分析しているというわけでもないのですが、ただ確かにこの内部通報制度につきまして、まだ職員側の理解が十分でないというところがあるかとも思いますので、改めて制度の周知徹底を図っていく必要があるのかなと考えております。

それに加えて、今までの既存の相談窓口等での相談という選択肢もあり、ややわかりにくくなってしまっているという可能性もあると思いますので、工夫して周知を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

【高野副会長】

そういう意味では相談件数がないことに越したことはないと思うのですが、何か相談しにくい雰囲気があるのであれば、アンケートとか訪問調査でも出てくると思いますので、その辺の問題がないかどうかということを確認した方が私はいいのではないかなと思います。令和 5 年で訪問するような機会があると思うので、その辺を確認していただければと思います。

【関口教育局行政課副課長】

ありがとうございます。我々の認識としては相談しづらいということはないのかなとも思うのですが、確かに事実として少ないというところもありますので、ひょっとしたら何か我々の気づかないようなところがあるのかなとも思われますので、そういったところを行政事務調査等の機会に確認して参りたいと考えております。

【高野副会長】

そうですね、実際に起こった不祥事の数から見ても教育委員会が特段少ないということはないような気がします。知事部局等の方は何か相談とか報告をしやすい、そういう雰囲気が出ていると思うのですが、教育委員会の方はその辺があまりうまく機能してないような感じがしますので、ぜひ御確認いただければと思います。

【関口教育局行政課副課長】

はい、ありがとうございます。そのように努めて参りたいと思います。

【倉林総務局総務室室長代理】

総務局総務室です。先生の御質問への直接の御回答ということにはならないかもしれませんが、先ほど内部通報や相談でハラスメントに関するものが多いとお伝えしました。このハラスメントなのですが、毎年、県が行っている職員のアンケートの中でも、相談窓口の連絡先を知らないという方が結構多いです。半分以上6割ほどが知らないという回答でした。

そこで、相談窓口の一覧のチラシを作って、事あるごとに、例えば庁内のイントラとか、あるいは色々な研修の場でも周知するようにしております。これは知事部局だけでなく教育委員会も一緒に載っている一覧でして、このようにしてまずそういった相談窓口の存在を知ってもらうということに取り組んでいるところです。

以上です。

【高野副会長】

はい。わかりました。

【柴田会長】

他の皆様いかがでしょうか。

私からも3点お伺いしたいことがあります。

まず1点目につきましては、先ほど高野委員の御質問の続きが気になるところでして、内部通報があつて問題が取り上げられた場合にしろ、取り上げられていない場合にしろ、当事者間の関係性は多少気まずくなるのではないかなと思うのですが、そのあとの関係が改善しているかということについては把握をしていらっしゃるのでしょうか。

2点目につきましては、施設における不祥事について、今年度はかなり重点的にお考えになっていたというようなお話があつたかと思うのですが、具体的にどのような対策、あるいはチェックをされたのでしょうか。最近では保育等でも不適切保育みたいなことがあり、それは保育の場だけではなく色々な施設で起こることだと思いますので、お伺いしたいと思います。

3点目につきましては、教育現場でのハラスメントの案件、特にセクハラの場合

件が上がっておりましたが、女子生徒に対するセクハラの案件を伺ったと思うのですけれども、昨今は男子生徒へのハラスメントというのも実は深刻な問題であって、ただなかなか見えにくかったり、取り上げられにくかったりするところがあるのかなと思いますので、どれぐらい男子生徒に対するハラスメントについても十分な取り組みがなされているのか、あるいはそうでないのかということについてお伺いしたいと思います。お願いいたします。

【倉林総務局総務室室長代理】

総務局総務室です。まず御質問の1点目で、内部通報のその後の確認ということについてです。

まず、内部通報の流れとして、例えば「班長からセクハラを受けているんです」とかそういった通報があったとして、それは外部の弁護士とも相談しながら、職員、通報者、あるいはその対象者にヒアリングをしながら、最終的に我々としては、対象者である班長に直接ではなく、所属長に「こういった事実が確認できたので、こういうふうに措置してください」と文書で通知します。それで、所属がどのように対応したかという結果も報告してもらいますので、そういった意味で、我々の調査で確認し、それを踏まえてお願いした対応についての結果はもらうことになります。

それ以降で、所属の関係や雰囲気はどうなったのかとか、そこまでは追えていないというのが正直なところですが、少なくとも所属に対しては、「こういうふうにしてください」、場合によっては、「人事上の措置を講じてください」とかそういうことまで求めるような対応もしております。

【竜江人事課長】

人事課長です。

2点目の施設における不祥事のこと、それから今、総務室から説明がありました当事者間の関係のところ、少しだけ補足をさせていただきます。

まず、当事者間の関係修復について、内部通報を行ったということ自体は、秘匿性が求められますので、本人の承諾がない限り人事課には知らされないということになりますが、それとは別に、我々の方で、四半期に1回ほど所属を回って人事に関するヒアリングを実施しています。

そのヒアリングの場で、所長や副所長等から様々な話を聞く中で、職員同士の人間関係について、「少し距離を置いた方がよいと思っている」というような話が出てくることもあります。そうした場合には、風通しの良い職場環境を確保するにはどうすべきかという視点で検討いただいています。

上司からの指導助言や互いのコミュニケーションをしっかりとっていくということで対応できるものもあれば、中には、関係修復がかなり厳しい状況なので、一時的に引き離す必要があるといったお話もありますが、個々のケースに応じ

て、各所属では丁寧に対応していただいているものと理解しています。

2点目の施設の不祥事について、具体的には中井やまゆり園において、以前から利用者への虐待等の不適切な支援が続いていたというものです。例えば、利用者の方が、便を天井に繰り返し投げている中で、その便がずっと天井に付いているような状態で生活させていたといった事案などを含め、複数の不祥事が生じていたものです。

この件については、外部のアドバイザーの方に実際に園に入らせていただいて、具体的な助言をいただいております。また、外部調査委員会としての提言・改革プログラムもお示しいただいた上で、7月には、県としてのアクションプランをまとめたところと承知しています。

アクションプランでは、例えば、しっかりとチームで利用者支援を行うとか、事故等が生じた場合には、プライバシーに配慮した上で、見守りカメラも活用して利用者支援の改善に向けて速やかに対応することなど、様々な取組を盛り込んでおり、園と福祉子どもみらい局本庁が連携して対応しているところでございます。

長くなりましたが以上です。

【関口教育局行政課副課長】

続きまして教育局よりセクハラの関係についてお答えいたします。

男子生徒からの被害の訴えのあった案件ですけれども、確かに女子よりは少ないのですけれどもございます。

具体的には、一例ですけれども男子生徒が着替えている間に、女性の教職員が入ってきた。それは何か荷物を取りにとかそういったことだったようですが、そういった事例です。あるいは、いわゆる性的な役割に基づく「男なんだから」という決めつけ、あるいは、男子生徒に対して「君はイケメンだね、かっこいいね」といったような発言です。

こういったことも、男子生徒の方でセクハラと認識すると訴えたような事例も増えてきておりました、そういったところも含め、男子生徒からの訴えというのにも含まれているものでございます。この男子生徒からの訴えに限らず、訴えがあった事案につきましては、全案件について、事実確認を学校の方で行ってもらって、教職員に対して指導を行うなど、すべての案件について対応を行っているという状況でございます。

このセクハラ関係については以上でございます。

【柴田会長】

ありがとうございました。

色々お聞きしましたけれど、他の委員の皆様方がいかがでしょうか。

それでは、高野委員お願いいたします。

【高野副会長】

細かい点なのですが、資料1の12ページに訪問指導というものがございませよね。そこの表の中に、警察本部を除くと書いてあるのですが、県の機構として警察部門とは人数的にも規模的にもかなり大きいと思うのです。

これを除くというのはどういう意味なのかなと教えてもらいたいと思います。

【倉林総務局総務室室長代理】

総務局総務室です。この点につきまして、すみませんが即答できません。

申し訳ございませんが、間違ったことを御説明してはいけないので確認し、この時間でお答えできなければ後日メール等で御回答させていただければと思います。

【高野副会長】

最近警察に絡むようなセクハラ事例も含めて非常にたくさんの不祥事事例が報告されております。警察は、こういう不祥事だとかセクハラだとかいろいろな犯罪絡みのことも含めて、最後の防波堤ですよ。ですから県の機構として、県警察本部がきちんとしているかどうかというのを、対象に含めるかどうかは別にしても、何らかの不祥事防止あるいはわいせつ事例の防止も含めて少し検討する必要があるのではないかなと思います。それをぜひ御検討いただき、御回答いただければというふうに思います。

【倉林総務局総務室室長代理】

はい、わかりました。

【高野副会長】

慶應大学では学生間のセクハラ事案なんかもあったのですが、警察が入ってくると非常に物事が複雑になったり、法的な関係などということで、かなり困った件が結構あったものですから、その辺、警察絡みの不祥事事例に対して、県としてどう対応しているのかをぜひお伺いしたいと思いました。

以上です。

【倉林総務局総務室室長代理】

はい。ありがとうございます。確認して後ほど回答いたします。

【高野副会長】

お願いします。

【柴田会長】

その他いかがでしょうか。

それでは、他に御意見等ないようですので、次の議題に移りたいと思います。

○議題3 「令和5年度不祥事防止対策」

【柴田会長】

では次に、令和5年度不祥事防止対策（1）知事部局等につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

【倉林総務局総務室室長代理】

（資料3 説明）

【柴田会長】

ありがとうございます。

では続きまして、（2）教育委員会につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

【関口教育局行政課副課長】

（資料4、5 説明）

【柴田会長】

ありがとうございます。

それではただいま御説明いただいた議題につきまして、御意見を伺って参りたいと思います。委員の皆様、御意見、御感想等がありますでしょうか。

それでは高野委員お願いします。

【高野副会長】

私も再三申し上げていると思うのですが、こういう意識を変える方策は非常に力を入れてやってきているのだと思いますが、なかなか効果がすぐには出ないと思うのですよね。

前日も申し上げましたが、犯罪の3要素ってございますよね。多分こういうことをやっても発覚しないということがあるためにやるのだと思います。臨時的任用職員の方もそうですし、正規職員も「発覚しないだろう」と思ってやるケースが多いと思うのですね。ですから発覚しないというのではなくて発覚すると思わせることは非常に重要だと思います。

まず一つは、生徒からの申告です。もう少し周知をして、何か不都合なことがあったら、担任でも相談窓口の外部でもいいのですぐに相談しなさいということを奨励する必要があると思います。それを冊子やパンフレットにして配るだけで、やっている人に対しては、「発覚する可能性があるんだ」という警告を与える可能性がありますので、ぜひそういう取り組みをしていくということが重要なことだと思います。機会を減少させる一つは、意識を変えるということだと思います。それだけではなくて「やったら発覚する可能性が高いんだ」と思わせるような何らかの方策が必要だと思います。前日も申し上げたと思うのですが、

ぜひ検討していく必要があるのではないかと思います。

それからもう1点、やはり前回申し上げたと思うのですが、こういう不祥事事例ですとか、例えば部活動でもいろいろな不適切なことというのは、人の目につかないところで行われるケースがほとんどだと思います。ですから目につくようにするという事は非常に重要だと思います。取組の中で例えば窓などの貼付を外すとか衝立を外すということはされていると思うのですが、抜本的な解決をするためには、最低限、そういうことが行われそうな雰囲気のある場所に、AIをつけたような防犯カメラを設置するということが必要だと思います。前回も検討してほしいと要望いたしましたが、防犯カメラというのは非常に効果を発揮します。ですから、それをぜひ検討するということが必要だと思います。前回申し上げたのですが、今回そういうことが全く一切、案件の検討事項の中に入っていないということで、ぜひその辺も検討してもらいたいということが必要ではないかなと思います。

以上です。

【柴田会長】

ありがとうございます。ほかに御意見いかがでしょうか。

野呂委員、お願いいたします。

【野呂委員】

今の高野先生の被害者の方から声を上げられるということは、私も非常に大事だと思っております。

以前私が関わった事例で、女子中学生が教職員から性被害にあったのですが、往々にしてその女子生徒の方が疑似恋愛的な、加害者に対して恋愛感情に似たものを持っているケースもありまして、いわゆる今話題になっているグルーミングの一環だと思うのですが、そうした思慕を利用するような被害事例も、被害事例なのだという事も生徒さんたちにぜひ徹底して、周知していただきたいと考えております。

また、その事例では、教職員が学校外で2人、自分の車に乗せて生徒を連れまわしていたということもございますので、教職員と2人きりにならない、学校内学校外にかかわらず、それは生徒側にも教職員にもぜひ徹底させていただきたいと思っております。

あと少しデリケートな質問なのですが、研修以前の問題として、採用の段階で何らかの配慮というのは現在されているのでしょうか。プライバシーに関わるので非常に難しいと思うのですが、もし何か配慮されていることがあれば教えていただきたいと思います。

【関口教育局行政課副課長】

教育局です。お答えいたします。

採用の段階での工夫ということですが、採用試験の面接の際にそういった不祥事防止に対する受験者の考え方を必ず質問するというような工夫をしております。

それから、心理の専門家の意見も聴取しまして、「こういったことを質問すれば、受験者の本質の部分がより明らかになるのではないか」といったアドバイスをもらい、それを面接員が使用するマニュアルに反映させるといった取組も行っております。

御指摘の通り、入口の部分で不適切な可能性を見抜いて排除していくといったところも重要なことと考えております。

以上です。

【野呂委員】

ありがとうございました。たまたま魔が差してというケースもあると思うのですが、もともと小児性愛者だったという事例も必ずあるだろうと思いますので、そこを入口で排除していただくと非常に有効かなと思いました。ありがとうございました。

【柴田会長】

ほかに御意見はございますか。

それでは小林委員、お願いいたします。

【小林委員】

本日初めて参加いたしまして、想定していたより大変シリアスなことがたくさん起きているのだということを改めて実感いたしました。

一つだけ質問させていただきたいのは、組織の話ですが、不祥事防止責任者がいらして、その下に推進者がいらして、その下に指導員がいらっしゃる、その方たちが、今年から増えた訪問指導を行うということによろしいのかなと拝見していましたが、その不祥事防止指導員ですね、実際に各所に伺う人たちの能力の担保はどのように図られているのでしょうか。

もう一つは感想なのですが、明らかなひどい犯罪と大変軽微なものが、同じように論じられているところがあるのかなと思いました。もう少し線引きしたり、区分けしていくべきか、それは私ではわからないことなのですが、印象としては、そのように感じました。

以上です。

【倉林総務局総務室室長代理】

はい。総務局総務室倉林です。

まず、訪問指導に当たる不祥事防止指導員ですが、訪問指導は基本的には不祥事防止指導員のみが行っております。不祥事防止指導員は総務局総務室に配属されておりますが、非常に重責になりますので、当然、指導員となるべき職員に

については、それまでの職務経験なども長けているような方、そういった方を選任して、その方に各所属に指導に回っていただいています。各所属長を指導して回るというようなことをやっていくことになるので、所属の管理等も経験しているような、経験豊富な方を選任しています。

私からの答えは以上です。

【小林委員】

はい。ありがとうございます。

キャリアがあるから必ず向いているというところもまたちょっと難しいところかと思いますので、訪問指導なさるということはかなり厳しいお仕事というふうに私は理解しておりますので、その方たちの研修等で研磨していただくところもやはりかなり大切なところかなと感じました。

【柴田会長】

ありがとうございます。

つづいて藤本委員、お願いします。

【藤本委員】

はい。御説明ありがとうございました。

まず資料3の4ページで、研修を行われたという御説明があったのですが、どのくらいの方が参加されたのかというのと、感想とかそういったものがあればお聞きしたいと思いました。

あと二つほど御質問があるのですが、一つずつお話をお聞きしたいと思います。

【倉林総務局総務室室長代理】

はい。今年の5月に行った不祥事防止推進補助者研修のうち、外部講師によるライブ配信について、参加者は約400人となります。対象を副課長、副所長としておりますので、人数からいうとほぼすべての方に参加していただいたと考えております。

また、こういった研修を受けたら、事後アンケートを必ず取るようにしております。今回の今津先生の「職場のハラスメントなくすために」の講義ですが、非常に好評でした。これまでも外部講師の講演は非常に好評なのですが、今回は特に好評でした。具体的には、この方は弁護士の先生になりまして、「講師の方に実際の判例をもとに講義いただき、より現実感を持って聞くことができた」とか、「ハラスメントの判断基準が、客観的というところが参考になった」などです。実は、ハラスメントというと意外に勘違いされている方も多く、「相手がハラスメントと言ったらもうハラスメントになる」というふうに萎縮してしまう方も多いのですよね。特に、「パワハラになってしまうのではないか」といったところも、先生からパワハラの基本等について一つひとつ丁寧に説明してい

ただいたので、そういったところが非常に参考になったという意見もありました。

他にも、この研修には基本的に管理監督者が出ていますが、先生の講演も管理職側の立場で説明していただいたので、非常に役に立ったというような御意見等も多かったです。

【藤本委員】

効果が確認できたということですね。ありがとうございます。

続けて、2点ほど。資料4の最初の行なのですけれども、27件から9件と件数がかかなり減っていますが、何が功を奏したのかとかそういう分析があればお聞きしたいと思います。

それから、同じところで、③の見直しを行った、そのポイントをお聞かせいただければと思います。

以上2点、よろしく申し上げます。

【関口教育局行政課副課長】

はい、教育局です。お答えいたします。

傾向としては減ってきているというところなのですが、やはり地道に不祥事防止について訴えて周知を図ってきたコンプライアンスについて、少しずつ教職員の意識も徹底してきたというところが、まずは含まれているのかなと考えております。ただ、9件で少なくなったからいいのかというわけでも全然ありませんので、基本的には0に限りなく近づけていくというところで引き続き取組を進めていく必要あると考えております。

それから、先ほど申し上げた2の③の「マニュアルを見直し、研修の機会を確保していく」というところなのですが、実はもうすでに取り組を進めているところでございます。先ほど説明のところでも申し上げました児童・生徒に対する性暴力の法律が新しくできましたけれども、そういった内容をコンプライアンスマニュアルの中に要素として追加したというようなことであったり、あるいはコンプライアンスマニュアルを研修資料として役立てられるように、概要版を作成して学校での研修に供するようにしたということであったり、あるいはこれはやや劇薬みたいなものなのですが、すけれども、「不祥事をして逮捕されると、これだけの不利益があるよ」というようなことを、例えば勾留されたり、あるいは教員免許を失ったり、最終的には懲戒処分も必ず受けるというようなことで、不祥事をしてしまうことのデメリット、リスク、そういったものも改めて訴えるというようなことで、最新の状況等を踏まえ、また、より効果的な研修に繋がるように、そのコンプライアンスマニュアルを見直したというところでございます。

説明は以上でございます。

【藤本委員】

よくわかりました。御説明ありがとうございました。

【柴田会長】

それでは他に御意見がある方いらっしゃいますでしょうか。

高野委員、お願いいたします。

【高野副会長】

はい。高野です。

先ほど取組の中で良好事例を収集して紹介しているというお話があったのですが、これ大変いい取組だと思います。ですから、こういう良好事例を蓄積していくということ自体が一つの財産だと思いますので、後々一つの財産として冊子にするですとか、そういう研修資料にするですとか、各職場での取組をいろいろ紹介してあげるといことは、やはり全般的には非常に効果があるのではないかなというふうに思います。

ぜひ今後、強化をして継続していくことが重要だなというふうに感じました。以上です。

【倉林総務局総務室室長代理】

御意見ありがとうございます。職場のモチベーションを上げるという意味でも、好事例はどんどん横展開等していきたいと思います。

【関口教育局行政課副課長】

はい。教育局も同様に取組んで参りたいと考えております。

【柴田会長】

他に御意見はございますか。

それでは私から一つ御質問させていただいてよろしいでしょうか。

こういった不祥事防止対策につきまして、その内容をどれぐらい生徒さんと保護者の方と共有されているかということについて関心があります。というのは、今はわかりませんが、例えばドラえもんを見ていても、明らかにアカデミックハラスメントといいますか、子供たちが見ている世界が割と現在のハラスメントの認識と外れているものがとても多くて、そうしますと、生徒さんの方がむしろハラスメントを受けていることに気がつかなかったり、あるいはそれを受け入れてしまったりしているということがあるような気がいたします。

そのため、学校がその学校のハラスメントの方針についてきちんと保護者の方に説明し、あるいは生徒さんに説明することで、そういった方法で守ってあげることができると思うのですよね。

それがどれぐらいなされているのかなということについても、何かありましたらお願いいたします。

【関口教育局行政課副課長】

はい、お答えいたします。

基本的に御指摘がありましたような内容について、生徒ないし保護者の方に伝えることも漏れなく取り組んでいるというのが現状でございます。

例えば、先ほど御説明いたしました生徒に対するセクハラアンケートを年2回行っていますが、その時にセクハラというのは、こういう行為がセクハラなんだ、例えば、男子に対してもあり得る、同性同士でもあり得る、あるいはLGBTQとか、そういった最新の情報についても生徒保護者に対して情報提供した上で、こういった行為があれば、ぜひ相談してほしいというような形で、極力生徒が相談しやすいような、それに加えて最新の情報も提供していくような形で取り組んでいる現状でございます。

以上でございます。

【柴田会長】

ありがとうございます。

その他御意見等いかがでしょうか。

【倉林総務局総務室室長代理】

総務局総務室から一言よろしいでしょうか。

【柴田会長】

はい。お願いします。

【倉林総務局総務室室長代理】

先ほど、訪問指導について、警察が除かれているということについて御質問、御意見をいただきました。そのことについて、御回答させていただきます。

まず、この訪問指導については、神奈川県職員等不祥事防止対策条例に基づいて実施しております。この条例において、職員の定義として警察職員は除いております。つまり条例の対象外としているため、訪問指導は警察を除いております。

この条例は平成19年に施行したのですけれども、その際、職員に警察を含めるかとか、そういった議論も当然ありました。当時の議論を確認したところだと、警察職員は国家公安委員会の管理のもとにある警察庁長官により全国一律に指揮監督されるなど、いろいろ書いておりますが、少なくとも、県警の方では、当時、独自に不祥事防止策を行っており、そういったことも確認した上でこの条例の対象外にしたところではございます。

ただ、もう10年以上経っておりますし、御指摘の通り県警も不祥事があるというのは事実ですので、今回いただいた意見につきまして、まずは警察に伝えていきたいと思っております。御意見ありがとうございました。

【高野副会長】

はい。警察はやはり我々庶民にとって、信頼できる対象である必要がありますよね。そういうところをぜひ対象に加えていくというのは、神奈川県としても、非常に重要な側面ではないかなと感じます。ぜひそれを対象に含めるような形

で、今後進めていく必要があるのではないかなというふうに思っております。
以上です。

【柴田会長】

ありがとうございます。

他には何かございますか。

それでは、今年度の不祥事防止対策につきましては、本日の意見を踏まえ、引き続き取り組んでいただきたいと思います。

そろそろ終了時刻ですので、本日の協議会につきましては、このあたりで終わりにしたいと思います。いかがでしょうか。

【稲垣委員】

すみません。

【柴田会長】

はい。稲垣委員お願いします。

【稲垣委員】

議事と直接関係ないのですが、コロナの時代はこういうリモートが当然だと思うのですが、今後もずっとこのようなリモート会議を続けられるのでしょうか。昨今の会議はハイブリッドがほとんどだと思いますので、その辺何か御方針があればお伺いしたいなと思います。

【柴田会長】

それでは事務局お願いいたします。

【倉林総務局総務室室長代理】

はい。総務局の倉林です。

そうですね、開催方法についてはまた今後検討していくことであるのですが、このような形でやるというのも他の会議も含めて広がってきておりますし、参加しやすいというような意見も聞いておりますのでこのような形というのも一つとして検討していきたいと思っております。まだ必ずこれでやるというふうに決めたものはございません。申し訳ございません。

【稲垣委員】

ありがとうございます。また御検討お願いいたします。

【柴田会長】

それでは議事はこれで終了とさせていただきます。よろしいでしょうか。

では進行を事務局にお返しいたします。

【船山総務局副局長兼総務室長】

委員の皆様、本当に貴重なご意見ありがとうございました。それから会議の開催方法についても、今回のように全員がZOOMで入るのか、ハイブリッドにするのか、その辺も委員の皆様にお諮りしながら決めていきたいと思っておりますので、

よろしくお願ひします。

また、いただいた御意見につきましては、今後の不祥事防止対策にしっかり生かしていきたいと思っております。一つひとつ不祥事が減っていくように、着実な取組を進めていきたいと思っております。引き続き御指導、御鞭撻のほどよろしくお願ひ申し上げます。

なお次回の協議会の日程ですけれども、年明けの1月もしくは2月を予定しておりますので、また改めてご相談申し上げます。よろしくお願ひいたします。

それでは本日の協議会はこれで閉会させていただきます。委員の皆様、お忙しいところ本当にありがとうございました。